

1 クレジット債権のサービサーに対する債権譲渡に係る事前承諾の有効性（積極）

高松志直

片岡総合法律事務所 弁護士

東京地判令2・1・31 令元（レ）547号 譲受債権請求控訴事件 2020WLJPCA01318004

●——事案の概要

Xは、平成22年4月12日、A社との間で、クレジットカードを使用したショッピング取引の代金決済サービス（以下「本件サービス」という。）等に係る会員契約（以下「本件契約」という。）を締結し、次のとおり本件サービスを利用した。本件契約を締結したXとA社との間には、本件サービスに係る会員規約（以下「本件規約」という。）が適用される。本件規約には、「会員は、当社が本規約に基づき…利用代金その他の会員に対する債権を必要に応じ金融機関等に譲渡し、質入れその他担保提供その他の処分をすること…（略）…について、あらかじめ異議なくご承諾いただきます。」との定め（以下「本件承諾条項」という。）がある。A社は、Yに対し、平成26年3月10日、本件サービスのXの利用に関連して、①残利用代金8万1290円及び既発生の遅延損害金3195円、②残利用代金7万9020円並びに既発生の遅延損害金2212円及び手数料3525円、③残利用代金2万8533円及び既発生 of 遅延損害金504円の合計19万8279円の債権（以下これらの債権を併せて「本件

各譲渡債権」という。）を譲渡した（以下「本件債権譲渡」という。）。

Yは、東京簡易裁判所に対し、平成30年11月9日、Xに対して本件各譲渡債権の支払を求め、支払督促の申立て（以下「本件支払督促の申立て」という。）をした。この督促事件は、Xが督促異議の申立てをしたことにより本件訴訟に移行した。Xは、平成31年2月1日の原審第1回口頭弁論期日において、本件各譲渡債権について消滅時効を援用する旨の意思表示を行った。

以上の状況において、Xは、本件債権譲渡についてのXに対する有効な通知又はXによる有効な承諾がないこと及び本件各譲渡債権について消滅時効が完成していることを理由として、Yによる本件各譲渡債権の請求が認められないことを主張した。

●——判旨

控訴棄却

本判決は、次のように判示して、Xの控訴を棄却した。

まず、本件債権譲渡についてのXに対する

有効な通知又はXによる有効な承諾が存在するかどうかについて、以下のとおり判示して有効な承諾が存在するものと解した。

「XとA社との間では、両者が締結した本件契約に基づいて本件規約が適用されるから…、本件規約49条2項（筆者注：本件承諾条項）が適用される結果、A社が本件規約に基づく…利用代金その他の会員（X）に対する債権を金融機関等に譲渡することについては、Xはあらかじめ異議なく承諾（本件承諾）をしたものと認められる。ところで、債権譲渡についての債務者の承諾は、債権譲渡の債務者に対する対抗要件であって（民法467条1項）、専ら債務者を保護するためのものであるから、債務者が自らその利益を放棄して債権譲渡を事前に承諾することは有効であると解される。また、本件承諾のように、本件規約に基づく…利用会員その他の会員に対する債権という一定の範囲の債権を、金融機関等という一定の範囲の譲受人に対して譲渡することについて、債務者が事前に承諾することも、債務者がこれをする以上、その債務者対抗要件としての効力を否定する理由はないというべきである。」

次に、消滅時効の主張については、以下のとおり判示して消極に解した。

「本件各譲渡債権は、最も早い支払期日が平成25年11月11日であるところ、Yは、同日から5年を経過していない平成30年11月9日に本件支払督促の申立てをしたから…、本件各譲渡債権の消滅時効は、完成する前に中断したものと認められる。」

●——研究

1 はじめに—問題の所在と問題を取り巻く状況

クレジット債権に関しては、将来の債権回収や資金調達等を目的として、債権譲渡の実施について、あらかじめ会員契約にその内容を規定し、併せて、債務者対抗要件（権利行使要件）としての承諾を取得することが一般的である。かかる承諾については、金融機関等に対する債権譲渡が実際に実行される前に取得されるという意味において事前の承諾として整理されることとなり、また、会員契約に規定する形式で行われることに起因して、債務者からその有効性について疑義が主張されることもある。そこで、本稿においては、かかる承諾の有効性が争点になった本件裁判例に関して解説し、クレジット取引における債権譲渡について本件裁判例に関連する限度で言及する。

2 本件裁判例の分析

(1) 承諾の有効性

本件裁判例は、承諾の有効性に関し、「債権譲渡についての債務者の承諾は、債権譲渡の債務者に対する対抗要件であって（民法467条1項）、専ら債務者を保護するためのものであるから、債務者が自らその利益を放棄して債権譲渡を事前に承諾することは有効であると解される」ことを述べた上で、「本件承諾のように、本件規約に基づく…利用会員その他の会員に対する債権という一定の範囲の債権を、金融機関等という一定の範囲の譲受人に対して譲渡することについて、債務者が事前に承諾することも、債務者がこれをする以上、その債務者対抗要件としての効力を否定する

理由はないというべきである」こと(債務者対抗要件としての承諾が具備されていること)を理由として、原告による「債権譲渡に関する通知が行われていないので債務者対抗要件が欠ける」という趣旨の主張を排斥した。

債務者対抗要件としての承諾については、譲受人を特定せずに事前に実施した場合もその効力を有するかどうかについて争いがあるものの、後述のとおり、一定の場合にはその有効性を認める考え方も存在する。本件裁判例の上記の判断は、クレジット債権のサービサーに対する譲渡という場面に即して本件承諾の有効性を検討するものであり、後述の事前承諾を巡る考え方も踏まえ、本件事案の限度で債務者対抗要件の有効性を認めるものとして適切な内容と評価できる。なお、承諾取得の方法については、会員規約という形式を採用することになるが、承諾という觀念の通知が約款としての会員規約において有効に表示されていることからすれば、一般的な方向性としては、承諾取得の方法としても有効性に欠けることはないものと思われる(これらの有効性の議論については、現行民法における定型約款の規律の下においても同様の考え方が妥当することになる)。本件裁判例の上記の判断は、かかる判断も含むものと考えられる。

(2) 消滅時効の援用

次に、本件裁判例は、消滅時効の援用に關し、「本件各譲渡債権は、最も早い支払期日が平成25年11月11日であるところ、Yは、同日から5年を経過していない平成30年11月9日に本件支払督促の申立てをしたから…、本件各譲渡債権の消滅時効は、完成する前に中断したものと認められる」ことを理由として、原告の主張を排斥した。

債務者対抗要件としての承諾が有効に具備されている場合、債権譲受人であるYは、本件各譲渡債権について時効中断(現行民法における時効更新)の措置を講じることができる。そして、Yは、支払督促による時効中断の措置を講じている以上、消滅時効に関する本件裁判例の検討については、承諾に関する前述の判断を採用することを前提とする場合、そのこと自体への異論はないものと思われる。

3 本件裁判例の位置付け—事前承諾と対抗要件

本件裁判例は、クレジット実務における債権譲渡の承諾の有効性に関する考え方を示すという位置付けにおいて実務対応の先例としての意義を有するものである。そこで、以下、本件裁判例の位置付けに関する論点として、事前承諾の有効性について概説し、関連する周辺の論点について触れる。

(1) 事前承諾の有効性(債務者対抗要件)

(a) 理論上の検討状況

本件裁判例においては、債務者対抗要件としての事前承諾の有効性(譲受人を特定しないもの)が論点となっている。債務者対抗要件としての承諾については、民法の条文の形式文言との関係においては、譲受人を特定しない事前承諾が許容されるかどうかは必ずしも明らかではない。この点に關し、譲受人を特定しない事前承諾を巡る議論状況としては、債務者が後発的な債権譲渡を把握でき、債権譲渡の事実を債務者に認識させるという債務者対抗要件の趣旨を充足することができる場合には、その有効性を承認する方向性を示唆する考え方も存在する(我妻榮「新訂債権総論」533頁(1964)、中田裕康「債権総論 第四版」(2020)651頁等参照。ただし、

その有効性を否定する方向性を示唆する考え方も多数存在し、個別事案における検討については慎重な考慮が必要である。また、譲渡対象債権及び譲受人が特定されている事案であるものの、債務者対抗要件としての承諾の効力を肯定する判例も存在する（最二判昭28・5・29民集7巻5号608頁参照）。

以上の議論状況等を勘案すれば、将来発生する債権譲渡に関する包括的かつ無限定な事前承諾については、債務者がその債権譲渡の事実を適切に認識できない可能性が高いことから、有効性に疑義が生じる場面もあると思われる。他方承諾の対象となる債権譲渡の範囲について、債務者が認識できる程度の合理的な限定が行われている事案においては、その有効性が一律に否定されないと解することが実務対応の出発点として適切であるものと考えられる。

(b) 本件裁判例の位置付け

本件裁判例における本件承諾条項に関しては、「利用代金その他の会員（X）に対する債権」として譲渡対象債権の範囲が限定され、また、「金融機関等に譲渡」として譲受人の範囲も限定されている（なお、本件承諾条項の内容は、クレジット取引を巡る会員契約の内容として一般的な内容と評価できるものと思われる。）。かかる本件承諾条項の内容を踏まえて検討する場合、債務者の目線からしても、債権譲渡の範囲について、債務者が認識できる程度に合理的な限定が行われているものと評価できることから、この限度においては、債務者対抗要件としての承諾の効力を認めることも適切な方向性であるものと考えられる。実質的な利益状況としても、債務者にとって、当初の債権者であるクレジット会社か

らの請求ではなく、金融機関やサービサーからの請求であることによって、新たな不利益が生じることも通常はないことから、この点も上記結論を支える実態的な要素となろう。

債務者対抗要件としての承諾を巡っては、債権譲渡における債務者対抗要件が欠けているとの抗弁の主張が信義則に反して許されないとされた事案（東京地判平17・6・7判時1922号92頁）等は存在するものの、クレジット会社からサービサー等に対する債権譲渡に係る債務者対抗要件の有効性についての判断を明示的に示した裁判例は多くなく、本件裁判例は、実務対応を検討する際の参考になるものと思われる。

なお、2020年に施行された債権法改正を巡る検討においては、対抗要件としての承諾を廃止し、登記に対抗要件を一元化する観点の議論も行われたが、かかる改正は見送りの方向となっている。また、かかる検討過程において、債務者対抗要件としての事前承諾の有効性自体に関する一貫した方向性も示されていないものと思われる。そのため、債権法改正を視野に入れたとしても、本件裁判例はなお先例としての意義を失わないものと評価できる。

(c) 周辺論点

規制法に関する周辺論点として、クレジット会社からサービサー等に対し、債務者の個人情報（個人データ）を提供することが個人情報保護法の第三者提供の規律との関係で問題がないかも論点となるが、この点に関しては、債権譲渡に関する第三者提供の実施に関し、同意条項等で同意をあらかじめ取得する（又は黙示の同意が存在する）方向で実務的には整理し得るものと考えられる。

(2) 事前承諾の有効性(第三者対抗要件)

債務者対抗要件との関係では、事前承諾の有効性は上記のとおりであるが、第三者対抗要件については別途の考慮が必要である。この点に関し、第三者対抗要件としての事前承諾については、その有効性を限定的に解する考え方が一般的であると思われる(前掲中田668頁等)。第三者対抗要件としての承諾については、債権譲渡の当事者以外の第三者への公示を直接の目的とすることから、当該第三者の利益を考慮する文脈で債務者が公示機能を果たすことを重視し、事前承諾について慎重に解する方向性は一般論として妥当であるものと考えられる。

本件裁判例との関係においては、債務者対抗要件が争点となっており、第三者対抗要件の具備の有無は争点となっていないが、仮に本件承諾条項に基づき第三者対抗要件を具備することが争点となった場合には、その有効性は原則として認め難い帰結になるものと考えられる。実務的にも、かかる帰結を前提として、第三者対抗要件の具備については、別途、確定日付ある通知又は承諾を取得する等の方策を採用することが一般的であるものと思われる。

なお、2020年施行の債権法改正により、債権譲渡における異議をとどめない承諾の制度が廃止されるに至っている。これにより、債権譲渡の譲渡対象債権に付着する抗弁に関し、債務者から譲受人に対する抗弁の対抗を遮断するためには、異議をとどめない承諾ではなく、債務者から譲受人に対する抗弁放棄の意思表示が必要となる。抗弁放棄の意思表示については、包括的な抗弁放棄の意思表示の有効性を巡る議論が債権法改正との関係で

行われている状況にあり(潮見佳男「新債権総論」(2017)451頁以下等)、この点を踏まえたクレジット契約等における各種条項の見直しの要否も実務的な論点となる。もっとも、本件承諾条項のように、将来のサービサー譲渡等を想定した承諾条項については、法的な効果としての抗弁放棄までは通常は意図しないものと思われることから(ただ、当然のことながら、個別事案ごとの事情を踏まえた検討は必要である。)、債権法改正を契機とする見直しの議論においても、抗弁放棄の意思表示を新たに追記する等の修正は基本的には要しない方向性になるものと考えられる。

4 おわりに

以上のとおり、本件裁判例は、クレジット取引に関係する債務者対抗要件としての承諾に係る考え方を具体的な事案に即して明示したものとして参考になるものと評価できる。今後、債権譲渡を法形式として採用するキャッシュレス決済を検討する場合にも一定の示唆を得ることができよう。

以上

[参考判例・文献]

本文中に掲げたもの。